

災害時要援護者対策の進め方について(概要)

～避難支援がドラインのポイントと対応方策～

災害時要援護者支援班の設置による部局間の連携

防災関係部局と福祉関係部局との連携

- ・ 災害時要援護者支援班の設置は、市町村における支援体制を確立するための第一歩

市町村が行う要援護者対策に対する都道府県の支援・協力

- ・ 市町村や関係機関等を交えた検討会や研修会の実施、先進的な取組事例の紹介、モデルプランの作成等の支援

平常時からの福祉関係者との連携

情報共有化等による福祉関係者との連携強化

- ・ 平常時から福祉関係者と要援護者について議論する場を持ち、災害時の役割や情報伝達体制を定めておく

避難準備情報等の発令の判断基準の設定

地域特性を踏まえた避難準備情報等の判断基準の設定

- ・ ハザードマップを作成し、地域の実情を加味して避難準備情報等の具体的な判断基準を設定

早期の避難準備情報等の発令と適切な伝達手段の確立

- ・ 適切なタイミングで躊躇することなく避難準備情報等を発令

地域住民への避難準備情報等の適切な周知

- ・ ハザードマップの配布等を通じて、要援護者や支援者に対して避難準備情報等の意味を周知

要援護者の範囲の決定

支援すべき要援護者の優先度の検討

- ・ 支援対象者は、支援の必要性 家族・地域の支援力 居住地の災害への脆弱性といった3つの視点から検討

関係機関共有方式による要援護者情報の共有

個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用

- ・ 目的外利用・第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、関係機関等と要援護者情報を共有

行政内部における情報共有

- ・ 要援護者情報が外部に漏洩などすることのないよう情報の管理・更新方法を検討

行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保

- ・ 行政外の関係機関等に提供する際には、誓約書などにより守秘義務を確保するとともに、住所や氏名等の基本的な情報の提供にとどめる

要援護者情報の活用方策の検討

- ・ 避難支援プラン作成の際、同意が得られない要援護者については、情報を行政内部のみで共有し、活用

住民等と連携した地域防災力の強化

日常の活動を通じた地域防災力の強化

- ・ 研修会などを通じた地域の要援護者支援に関する人材の育成

ワークショップや訓練を通じた地域防災力の強化

- ・ 地域住民も参加した要援護者マップの作成や要援護者搬送訓練の実施

福祉避難所の設置・活用による支援

福祉避難所の設置に係る事前準備

- ・ 平常時から、社会福祉施設等と協議し、災害時における福祉避難所としての活用について協定を締結しておく

発災時における福祉避難所での対応

- ・ 発災時には、福祉避難所をできる限り早期に開設し、要援護者に対する適切な支援を実施